

ことはな訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セイズオンが設置することはな訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う、名古屋市における移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児(以下利用者等という。)に対し、適正な移動支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ことはな訪問介護事業所
- (2)所在地 名古屋市天白区平針三丁目 2702 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援の利用の申込みにかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及びサービス計画の作成にあたる。
- (3)従業者 5名以上
従業者は、移動支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日～土曜日
ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日は除く。
- (2)営業時間 午前9時～午後6時
- (3)サービス提供日 365日
- (4)サービス提供時間 午前7時～午後8時
- (5)上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)身体障害者(視覚障害者を除く)
- (2)知的障害者
- (3)障害児(視覚障害児を除く)
- (4)精神障害者

(利用者から受領する費用の額)

第7条 移動支援を提供した場合の利用料の額は、名古屋市長が定める額とし、当該移動支援が法定代理サービスであるときは、その1割とする。ただし、利用者の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とする。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて移動支援を提供する場合に要する交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点より利用者宅までの片道1キロメートルあたり10円を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者(障害児の場合はその保護者)に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、移動支援の提供を行っているときに、利用者等に症状の急変その他緊急の事態が生じた時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関し、名古屋市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は名古屋市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- (1)虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。
- (2)虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3)従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて従業員の人権意識、知識および技術の向上に努める。
- (4)事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- (5)前各項を適切に実施するために虐待防止に関する担当者を選定する。

(身体的拘束の適正化)

第12条 事業者は、利用者の身体的拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- (2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
- (4)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (5)従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2)感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3)従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(反社会勢力の排除)

第15条 事業所は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、利用者等に対して適切な移動支援を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2)継続研修 年 6 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するために、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社セイズオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。